

年次有給休暇の取得について

休みやすく、働き続けやすい職場づくりのために

社会福祉法人 吉城福祉会では、職員一人ひとりが心身の健康を保ちながら安心して働き続けられるよう、年次有給休暇の取得促進に取り組んでいます。

対象となる方へのお願い

**年次有給休暇が10日以上付与される職員は、
年間5日以上取得をお願いします。**

計画的な取得のために

1 早めの相談

業務の見通しが立った段階で、取得希望日を上司やチームへ共有しましょう。

2 お互いさまの協力

各事業所内で声をかけ合い、休みを取りやすい雰囲気づくりを進めましょう。

3 心身のリフレッシュ

休暇は健康を保ち、よりよい支援・サービスにつなげるための大切な時間です。

**年次有給休暇は、職員の暮らしと仕事のバランスを整えるための大切な制度です。
計画的な取得にご協力をお願いします。**

※年次有給休暇が10日以上付与される職員については、年5日以上取得が必要です。詳しくは各事業所の管理者または事務担当へご確認ください。